

再発防止策に批判

県議会

職員倫理条例案 「不十分」と指摘

開会中の県議会12月定例会に、職員の禁止行為などを定めた県職員倫理条例案が提出されている。昨年11月に摘発された県東葛飾土木事務所発注工事を巡る官製談合事件を受け県がまとめたが、条例案とともに示された再発防止策について議員から「不十分だ」と指摘されているにもかかわらず、県は変更する考えはないと突っぱねる。専門家は「県の対応は間違っている」と指摘している。

【町野幸】

5日の代表質問で、
立憲民主党の鈴木均県議は「ようやく倫理条例などを制定し、官製談合に毅然とした態度をとることにしたにもかかわらず、なぜ他自治体の採用する平均的レベルを下回るのか合理的な理由がない」と

て「外部からの違法、不当な働きかけを記録・検証する仕組みの導入」を掲げ、働きかけの対象を「県OB職員から」と限定している。しかし、県が行った外部からの働きかけに関する職員へのアンケート結果では、判明した50件の「違法・不当な働きかけ」のうち「県OB職員から」は5件

にとどまったのに対し、「業者など利害関係者から」が33件、「議員（秘書含む）から」が6件だった。

また、県が他県の状況を調べたところ、31都府県が働きかけがあった場合に記録・公表する制度があった。だが、千葉県のようにOBのみを対象にしているところはなかった。

高橋渡副知事は鈴木県議の質問に、職員アンケートで「予定価格のおおまかなヒントを教えた」など「対応が適切さを欠く可能性がある」とした2件がいずれもOBからの働きかけだったことを引き合いに、現時点では業者や議員に対象を広げない考えを示した。

これに対し、公文書管理に詳しい東洋大の

早川和宏教授（行政法）は「対象をOBに限定する合理的な理由はない」と指摘したうえで、「働きかけの記録は適法な行政活動をしていると外部に証明する意味合いもある。適切さを欠く可能性のある働きかけがあった場合のみ記録するのではなく、広く記録しておくべきだ」と話している。

の交付対象者や入札参加資格を持った業者を「利害関係者」と定義づけた。そのうえで、利害関係者から現金や物品、不動産が贈与され、収賄罪に該当する可能性がある行為などについて、これまで懲戒処分基準を定めていなかったが今回、初めて盛り込んだ。条例施行とともに実施する再発防止策では、外部からの働きかけの記録のほか、コンプライアンスの取り組み状況の把握、法令順守の研修の拡充——などを掲げている。

贈与「5000円超」なら報告書

県職員倫理条例案は、来年4月1日施行予定で、管理職が業者などから5000円を超え

る現金、飲食代、物品などの贈与を受けた場合、報告書を提出するよう規定している。報

告書は5年間保存し、2万円以上の場合は誰でも閲覧できるようにする。また、補助金

の交付対象者や入札参加資格を持った業者を「利害関係者」と定義づけた。そのうえで、利害関係者から現金や物品、不動産が贈与され、収賄罪に該当する可能性がある行為などについて、これまで懲戒処分基準を定めていなかったが今回、初めて盛り込んだ。条例施行とともに実施する再発防止策では、外部からの働きかけの記録のほか、コンプライアンスの取り組み状況の把握、法令順守の研修の拡充——などを掲げている。